

コンセントの向こうがわ

福島原発事故でコンセントの向こうには放射能を溜め込んだ原子力発電所(原発)があることを知られました。大きな事故を起こせば取り返しのつかないことになると知りました。ここで働いている人たちがいます。電力会社の正社員とは比べものにならない低い賃金と不安定な身分で、定期検査ごとに原子炉の中をメンテナンスしトラブルがあれば現場に投入され、今回のような大事故が起きれば全国からかき集められ闇に消されていく多くの人たちです。

1975年3月から2016年末まで、原発内での作業による病気で35人が労働災害を申請し、20人を国は労災認定しました。(原子力資料情報室調べ)他に福島原発事故後2人が不支給、4人が調査中です。しかし原子力損害賠償法に基づいて起こした裁判では、電力会社の証拠隠しや原発推進政策の影響で重い扉を開くに当事者は苦しんでいます。(表参照)

苦闘する一番の原因是市民の無関心です。

コンセントの向こうで被ばく者が新たに生み出されています。放射能で苦しむ人を作つてまで電気を求めるか。被ばく労働者を知ってください。あらかぶさんを支えてください。

その他の被ばく労働裁判

原告／提訴時年齢	被告	訴えの内容
岩佐嘉寿幸さん(58歳)	日本原電	敦賀原発定期検査で放射線皮膚炎に賠償請求 1974年大阪地裁に提訴 1、2審敗訴、91年最高裁上告棄却
長尾光明さん(79歳)と家族	東京電力	福島第一原発定期検査で多発性骨髄腫に賠償請求 2004年東京地裁に提訴 07年長尾さん逝去 1、2審敗訴、10年最高裁上告棄却
梅田隆亮さん(81歳)	日本国	島根、敦賀原発定期検査で心筋梗塞に労災不支給処分の取り消し請求 2012年福岡地裁に提訴 1審敗訴、高裁に控訴中
Aさん(53歳)	東電、大成建設など	2011年7～10月福島原発事故のガレキ撤去作業で胃がん・膀胱がん・結腸がんに賠償請求 2015年札幌地裁に提訴 審理中

「支える会・北九州」調べ

お願い

●支える会の会員になってください ●

東京への交通費や宣伝活動費などに充てます。

会費／年間

個人 一口1,000円

団体 一口3,000円(何口でも)

郵便振替

口座番号:01710-4-168928

「福島原発被ばく労災損害賠償裁判を支える会・北九州」

銀行振込 ゆうちょ銀行 一七九(イチナナキュウ)

当座 0168928

●あらかぶさんの話を聞く会などを開いてください ●

本人の体調に配慮して取り組みます、連絡ください。

私も支えます

池上 遊(原発労災請求梅田裁判弁護団)

岡本良治(九州工業大学名誉教授)

奥田知志(NPO法人 抱撲理事長)

兼崎 晴(医師)

纏綿 厚(山口大学名誉教授)

棚次圭介(さよなら原発北九州連絡会代表)

寺中正樹(被爆二世の会)

林 尚志(カトリック司祭)

永野忠幸(北九州労働者の健康問題連絡会議議長)

連絡先

北九州市小倉北区真鶴1-7-7 井ビルⅡ 1F

ユニオン北九州氣付

電話 093-562-5712

E-Mail union-k@joy.ocn.ne.jp

共同代表

大谷正穂(市民)

道下哲也(福岡県労連事務局長)

本村 真(ユニオン北九州委員長)

山岡直明(自治労・全国一般福岡地本委員長)

福島原発 被ばく労災 あらかぶさんを 支えてください





あらかぶさんのこと

あらかぶさんは北九州市に住んでいる40歳代前半の男性です。夫婦と小、中学校に通う3人のお子さんとで暮らしています。親戚、家族へのイヤガラセなどを避けるため、趣味の魚釣りにちなんで「あらかぶ」(カサゴのこと)という仮名にしています。ご理解ください。

「見て見ぬふりはできない」 —あらかぶさんの思い

2011年、「東北の人たちの大変な状況を思うと本当に胸が痛み」(意見陳述から。以下同)、行かないでほしいと言う家族の声を振り切って原発事故収束現場に駆け付けました。

「作業現場では管理のズさんさに驚きました」—いまだに事故前のマニュアルを使っての安全教育、現場監督はAPD(警報機付き個人線量計=写真)が鳴っているのに貸出所まで戻りやっと警報を解除したり、放射線から作業員の被ばくを防ぐ鉛ベスト=写真=の数が足りなかったのですが、「私たちは福島のために一刻も早く収束させたいの思いで一心に頑張って作業しました。」

翌年、電離検査で白血病と言われ「目の前が真っ暗になりました。」—抗がん剤治療の影響で体中の毛が

抜け落ち、吐き気、高熱に悩まされ、骨髓穿刺では手回しのドリルで骨に穴をあけ骨髄採取があり、「最後には、もう生きていてもしょうがないんじゃないかなと思うようになりました。」この時期にうつ病と診断されています。「妻や子どもたちのためと思いなんとか耐えて頑張りました。」同年の8月に退院できました。

「この裁判を起こした理由は、東電らに自分の責任としっかり向き合って欲しいからです」「収束作業に従事した労働者の一人として、他の作業員たちのためにも裁判に踏み切りました」「なんとか収束させたい一心で作業にあたった私たち作業員を使い捨てにするような扱いを東電はしてきました」。

「私の生まれ育った北九州には見て見ぬふりはするなどという義侠心というかそういう風土があります」—その思いで家族を説得し福島に行き、ずさんな作業環境で健康を奪われ、いま法廷で声を上げています。



被ばく労働日誌

作業期間	作業原発	工事内容	被ばく線量
2011.10.17～12.1.15	東電福島第2原発1～3号機	建屋水密化工事	0
2012.1.17～3.22	九電玄海原発4号機	定期点検	4.1mSv
2012.10.4～13.3.30	東電福島第1原発4号機	カバーリング工事	10.7mSv
2013.5.7～12.27	東電福島第1原発	雑個体設備建屋他設置	4.98mSv

裁判の争点

弁護団の意見陳述では、「原告の被ばく労働と白血病及びうつ病の発症との法的因果関係の有無が大きな争点となる」としています。

東電・九電はあらかぶさんの被ばくを微々たるものだと過小評価していますが、約2年間での被ばく線量は、記録されているだけでも19.78mSv(ミリシーベルト)です。しかし、鉛ベストが作業員全員に行き渡っていないなど放射線管理が杜撰な現場での作業の結果、記録されている以上の被ばくをしたと考えるべきです。

また、被告東電の「100mSv以下の被ばくでは白血病との因果関係は認められない」との主張に対して、科学的知見に反しており誤りであることを示唆する研究論文を示しています。



警報音を無視したAPD 「撮影：原子力資料情報室 片岡遼平」



必要数不足の鉛ベスト